

女性活躍推進法に基づく行動計画公表に関して

平成28年4月1日より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、301名以上の大企業に自社の女性活躍推進における情報公表及び行動計画の策定が義務付けられております。当社では、女性社員がより一層活躍できる環境を目指すことにより、男女問わず全ての社員が自己の能力を最大限発揮し、仕事と生活を両立しながら働ける職場環境となる様、これまで様々な施策を実施して参りました。

この度女性活躍推進法に基づき、当社におきましても以下の通り、新たに行動計画（数値目標）を設定し目標達成に向け、今後もさらなる取り組みを実施して参ります。

株式会社レオハウス 一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮できるよう仕事内容の整備を行い、等しく就労できる働きやすい環境を作る為に次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成31年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標：①現在の労働者に占める女性正社員比率23.5%を25%に向上させる。 ②産休取得者の離職率を20%以下に抑制する。（取得後の1年間）
--

<対策①：女性正社員比率向上の為に、採用強化・労働環境改善をする>

- 平成28年4月～
 - ・募集媒体への掲載強化
 - ・教育、待遇改善の検討開始
- 平成29年4月～
 - ・職種の拡大（営業増員・工務、アフター職への登用）
 - ・女性正社員比率の確認、中間評価
- 平成30年4月～
 - ・計画進捗状況に応じた施策の見直し、実施

<対策②：産休取得後の離職率抑制の為に、労働条件を個別に配慮、柔軟に対応する>

- 平成28年4月～
 - ・仕事と育児を両立しやすい時短勤務などを個別に対応
 - ・設計職などは在宅勤務等フレキシブルな勤務形態を試行
- 平成29年4月～
 - ・制度の明文化、社内通知を実施
- 平成30年4月～
 - ・計画進捗状況に応じた施策の見直し、実施

以上